



『デロイト トーマツ チャイナ ニュース』

税務情報

2016年5月1日から増値税改革試験を全面的に実施 ～建築業、不動産業、金融業、生活サービス業まで範囲を拡大～

公認会計士・税理士 おおくぼ えみこ 大久保 恵美子

1. 増値税改革試験とは

中国の間接税制度においては、物品の販売、加工、修理、組立修理役務の提供及び物品の輸入を課税対象とする増値税と、役務の提供、無形資産の譲渡及び不動産の販売を課税対象とする営業税とが並存してきました。増値税の一般納税者*¹は売上税額から仕入税額を控除することができますが、営業税にはこのような仕入税額控除の仕組みがないため、実質的な二重課税が生じる可能性があります。

中国で2012年から開始された増値税改革試験は、営業税の課税対象となる取引を徐々に増値税の課税対象に組み入れることにより、現行制度の下で両税が並存することにより生じる二重課税の問題の解決を図るとともに、経済構造の転換を進め、現代的サービス業の発展を図ることを主な目的としています。

増値税改革試験は2012年から、まず上海市において交通運輸業と一部の現代的サービス業を対象として開始されました。その後、増値税改革試験は全国で実施されるようになり、対象業種も鉄道運輸業、郵便業、電信業等まで拡大されました。現時点では、建築業、不動産業、金融業及び生活サービス業の四業種のみがなお営業税の課税対象とされ、これらの業種がいつから増値税の課税対象に移行するのか、その実施日程の公表が長く待たれていました。

2. 増値税改革試験の全面的実施

2016年3月5日に開幕した第12期全国人民代表大会第4回会議において、李克強首相は政府活動報告を行い、その中で、2016年5月1日から増値税改革試験を全面的に実施し、その対象業種を建築

業、不動産業、金融業及び生活サービス業まで拡大すると表明しました。また、増値税改革試験の全面的な実施後、新たな不動産の取得に係る増値税も仕入税額控除の対象とすること、すべての業種において納税者の税負担を減じ、増加することがないようにすることも明らかにしました。

増値税改革試験の全面的な実施に関する方案は、2016年3月18日に李克強首相が招集した国务院常务会议において可決され、これを受けて、財政部と国家税務総局は2016年3月23日に、「営業税に代えて増値税を徴収する試験の全面的な実施に関する通知」(財税[2016]36号)を公布しました*²。

2016年5月1日から、建築業、不動産業、金融業及び生活サービス業を含むすべての役務提供が、物品売買と同様に増値税の課税対象となり、納税者は仕入税額の控除を受けられるようになります。増値税改革試験の実施方案においては、すべての業種において税負担が増加することがないようにするための措置が設けられ、今年、企業の税負担は5,000億元余り軽減されると見込まれています。

増値税改革試験の全面的な実施後の取扱いに関する主な要点は以下のとおりです。

- すでに控除の対象となっている機器設備の購入に係る仕入税額に加え、新たな不動産の取得に係る仕入税額も控除の対象となる
- 新たに試験の対象となる業種に対する従来の営業税の優遇政策は、原則として増値税への移行後も継続される
- 不動産業等に対して、税負担を増加させないための経過措置が設けられた
- サービスの輸出に対してはゼロ税率又は免税政策を適用する
- 建築業と不動産業には11%、金融業と生活サ

*¹ 増値税の納税者には一般納税者と小規模納税者がある。一般納税者は納付税額の計算時に、増値税専用發票等の控除証憑を入手していることを条件として、仕入税額を売上税額から控除することができる。一方、小規模納税者は売上高に一定の徴収率をかけて納付税額を計算し、仕入税額の控除は認められない。関連規定に基づき、年間の課税売上高が小規模納税者の基準を超える増値税の納税者は、所轄税務機関で一般納税者資格の登記手続を行わなければならない。

*² 財税[2016]36号の詳細については、デロイト トーマツ税理士法人発行「Tax Analysis」2016年3月24日号 (<http://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/tax/articles/it/tax-newsflash-china-24march2016.html>) を参照のこと。

ービス業には6%の税率が適用される

なお、3月11日に国家税務総局の王軍局長が記者の質問に答えた内容によれば、増値税改革試験の全面的な実施に向けて、税務機関は研修、アドバイス、申告場所における優先窓口の設置という形で、納税者に支援を提供します。また、納税者の便宜のため、増値税改革試験の全面的な実施後、最初の申告となる6月度の申告期限は、6月15日から6月25日に延長されます。

財政部及び国家税務総局は今後も増値税改革試験の状況をフォローアップし、その経験に基づいて増値税制度の一層の整備を図るとともに、増値税暫定条例を法律に格上げするための立法手続も進めていくこととなります。

3. 納税者の対応

増値税改革試験の対象業種が拡大される2016年5月1日まで、納税者に与えられる準備のための時間は限られたものとなりますが、新たに増値税の納税者となる建築業、不動産業、金融業及び生活サービス業の企業は、新しい規定の公布に留意しつつ、できるだけ早く増値税のコンプライアンス業務の準備を進める必要があります。例えば、増値税申告及び発票管理のフローの制定、財務及び税務担当者に対する研修、増値税の計算及び申告の要求に合わせるためのシステムの調整等です。また、営業税から増値税への移行は、各取引における価格の取決めにも影響を与えるため、上記の四業種に限らず、各企業はサプライヤー及び顧客と十分なコミュニケーションを取ることが必要になるといえます。

以上

「トーマツ メールマガジン/デロイト トーマツ チャイナ ニュース」の配信をご希望の方は
http://www2.deloitte.com/jp/ja/footerlinks/email-magazines.html?icid=bottom_email-magazinesよりお申込みください。

デロイト トーマツ チャイナ ニュースのお問合せ先：

デロイト トーマツ合同会社 中国室
〒108-6221 東京都港区港南2-15-3 品川インターシティC棟
TEL：03-6720-8341 FAX：03-6720-8346
e-mail:chinanews@tohmatu.co.jp

※禁無断転載